

議案第 6 4 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和 5 1 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「免れた金額」を「徴収を免れた金額」に改め、「する金額」の次に「（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）」を加える。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（日出町手数料条例の廃止）」を付する。

附則第 3 項に見出しとして「（日出町手数料条例の廃止に伴う経過措置）」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

（個人番号カード交付事務における再交付手数料の特例）

- 4 令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における個人番号カード交付事務の再交付手数料については、別表第 1 個人番号カード交付事務の部再交付手数料の項中「追記欄」とあるのは、「有効期間が満了する日まで

の期間が３月未満となった場合（その者の責めに帰すべき事由により紛失したときを除く。）又は追記欄」とする。

別表第１中「又は第７号イ、第３１条の２第２項第１５号ハ、第６２条の３第４項第１５号ハ」を「若しくは第７号イ、第３１条の２第２項第１４号ハ、第６２条の３第４項第１４号ハ」に、「又は第７号イに」を「若しくは第７号イ又は第６８条の６第３項第７号イに」に、「又は第７号ロ、第３１条の２第２項第１６号ニ、第６２条の３第４項第１６号ニ、第６３条第３項第６号」を「若しくは第７号ロ、第３１条の２第２項第１５号ニ、第６２条の３第４項第１５号ニ、第６３条第３項第６号若しくは第７号ロ又は第６８条の６第３項第７号ロ」に、「旧租税特別措置法」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成１０年法律第２３号。以下「平成１０年改正措置法」という。）附則第２０条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる平成１０年改正措置法第１条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、令和２年１月１日から施行する。

理 由

個人番号カード交付事務における再交付手数料を無料とする場合を追加し、及びその他所要の改正をしたいので提出する。